（職員記入欄）

免許　　旅券

在留　　番カ

住カＢ 　身手

保険　　後期

介護　　年手

年証

学証　　社証

預　　 キ・ク

診　　住カＡ聴聞　　運経

その他

()

№

－

受付

交付

出力

点検

戸籍証明書等交付請求書（長岡戸籍用）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （請求先）長岡市長 | | アオーレ  窓口使用欄 | | **現** ・ **レ** ・ **他**(　　) |
| **※本人確認を行います。確認できる書類をご提示ください。** | | 請求日 | | 年　　月　　日 |
| １　窓口に来た人（請求者） | | | | |
| 住　所 | | | 電話番号《携帯可》  （　　　）　　 － | |
| （よみかた） | 請求する戸籍に記載されている方とあなたとの関係  □本人又は同じ戸籍に記載のある人  □戸籍に記載のある人の夫･妻･子･孫･父母･祖父母  □代理人→３の委任状を提出してください  □その他→【請求の理由】欄を記入してください | | | |
| 氏　名 |
| 西暦／明・大・昭・平・令 　 年 　月　 日生 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ２　どなたの証明が必要ですか | | | | | | |
| 本　籍 | | 長岡市 | | | | |
| 筆頭者  亡くなっても  変わりません | | （よみかた） | | | | 【請求の理由】  ※窓口に来られた方が、その他の場合のみ記入。使用目的、提出先などを詳しく記入してください |
| 氏　　名 | | | |
| 明・大・昭・平・令　　　　 年　　月　　日生 | | | |
| 氏　名  必要な方の氏名を記入してください | | （よみかた） | | | |
| 氏　　名 | | | |
| 明・大・昭・平・令　　　　 年　　月　　日生 | | | |
| 証　　明　　書　　の　　種　　類 | 戸籍 | 全部事項証明（戸籍とう本） | | 450円 | 通 |
| 個人事項証明（戸籍しょう本） | | 450円 | 通 |
| 除籍 | 全部事項証明（除籍とう本） | | 750円 | 通 |
| 個人事項証明（除籍しょう本） | | 750円 | 通 |
| 改製原戸籍 | | とう本 （平・昭・除） | 750円 | 通 | （職員記入欄）  □ 相続用  出生・（　　　　　　）から死亡・（　　　　　　）各　　　通  　[　　　　　 　　 ]死亡の記載  □ 異動確認済 |
| しょう本（平・昭・除） | 750円 | 通 |
| 電子証明書  提供用識別符号 | | 戸籍 | 400円 | 通 |
| 除籍　　（全除・改・除） | 700円 | 通 |
| 附　票　（住所が記録されています） | | | 300円 | 通 |
| □本籍・筆頭者表示　全部証明・一部証明 | | | |
| ※住民票コードが必要な場合は窓口で申し出てください | | | |
| □戸籍焼失証明書  □出産一時金請求用証明 | | | 無料 | 通 |
| 受理証明 届出人以外は委任状が必要です | | | 350円 | 通 |
| 婚姻・離婚・出生・死亡・（　　　　）  届出日：（　　 　　　　 　　　） | | |
| □届書等情報内容証明書  □届書記載事項証明  届　出：婚姻・離婚・出生・死亡 ・（　 　　　）  提出先：簡保・年金・共済・その他（　 　　　）  届出日：（　　　　　　　　　　　　　　　 　） | | | 350円 | 通 |
| 一部事項証明　戸籍・除籍 | | |  | 通 |
| 行政証明等 | | | 300円 | 通 |
| □身分証明書→本人以外は委任状が必要です  □その他（独身証明・　　　　　　　） | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３　委任状　私は上記1を代理人と定め、戸籍証明書等請求の権限を委任します。※ 市外戸籍を含む場合は使用できません | | | |
| 住　所 | | | |
| 氏　名　　　　　　　　　(自署または記名・本人が押印） | | | 請求する戸籍に記載されている方と委任者との関係  □本人又は同じ戸籍に記載のある人  □戸籍に記載のある人の　夫・妻・子・孫・父母・祖父母  □法定代理人（　　　　　　　　　　）  □その他（　　　　　　　　）→【請求の理由】欄を記入ください |
| アオーレ窓口使用欄  当請求書手数料合計 | 円 | **※委任状は、委任者本人が、自署するか記名・押印（法人の場合は代表者印）してください。** | |

（罰則）　偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、30万円以下の罰金に処せられます。